

発行所(郵便番号100)  
 東京都千代田区丸の内2-4-1  
 丸の内ビルディング617号室  
 社団法人スウェーデン社会研究所  
 Tel (3212) 4007・1480  
 Fax (3212) 1447  
 編集責任者 岡 沢 憲 美  
 印刷所 関東図書株式会社  
 定価300円(年間購読料四千元)  
 1994年4月25日発行  
 No.285 第26巻4号  
 (毎月1回25日発行)  
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

No.285      Bulletin Vol. 26      No. 4

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
 Marunouchi - Bldg., No.617Marunouchi, Chiyoda - ku, Tokyo, Japan.

## スウェーデンの新しい年金改革案

The reformation bill of the Swedish pension system

慶応大学教授 飯野 靖 四  
 Keioh University Prof. Yasushi Iino

いずれの先進諸国においても、老人の平均余命が長くなって人口の高齢化が進んでいるので、従来はきわめて「大らか」であった年金の見直しが始まっている。スウェーデンの場合には、それに三年連続のマイナス成長という経済不振にも追いつきかけられて、「経済の動向に左右されない年金制度」をつくらなければならない羽目に陥った。そこで医療大臣ポー・シェンベリ(自由党)を長とする審議会が設けられ、今年3月に次のような年金改革案を提案した。

まず第一に、一定の経済成長を前提としなくても維持できる年金制度をつくるために、年金の毎年の引き上げ額を、従来の消費者物価指数ではなくて実質賃金指数で計算することを提案した。

次に、老人の平均余命がもっと長くなってでも維持できる年金制度をつくるために、国民の平均寿命が長くなるにしたがって、年金額が自動的に切り下げられてゆく年金制度を提案した。例えば1988~1992年に65歳になった人の平均余命は17.2年なので、年金額は支払った年金保険料総額を12.9で割った額になる。それに対して2010年に65歳になる人の平均予想余命は18.4年なので、年金額は支払った年金保険料総額を14.0で割った額になる。

提案によると、夫婦2人ともが満額の年金権を有する場合には、年金の分割が可能になる。しかし男が女に年金権を譲る場合には20%年金額が減額される(逆方向の譲渡の場合には20%の増

額)。その理由は女の方が長生きするからである。

また4歳以下の子供がいる場合、徴兵期間中と学生期間中は予想所得額にもとづいてどちらかの親に年金権が与えられる(その間は国が年金保険料を全額肩代わりして納めることになる)。

提案によると、新しい年金制度では雇主ばかりでなく労働者自身も年金保険料を支払うことになる。労働者自身が負担する年金保険料は1995年に1.25%で導入されるが、毎年引き上げていって2000年には9.25%となる。その代わり雇主負担の年金保険料を引き上げていって基礎年金については0%(現行5.86%)、所得比例年金については9.25%(現行13%)となる。

これらの提案は、経済的にみるととても合理的であるが、他の人の長寿を願わない風潮がでてこないか心配でもある。

### 目 次

スウェーデンの新しい年金改革案	飯野 靖四	1
スウェーデンの政治から学ぶ	伊藤 正純	2
労働組合の新しい戦略と女性(1)	北 明美	3
困難な医学教育からの締め出し	福本 一朗	4

# スウェーデンの政治から学ぶ

The Swedish Politics and Japanese Democratic System

桃山学院教育研究所教授 伊藤 正純

Prof. Masazumi Itoh

私は、昨年短期のスウェーデン旅行をしてスウェーデンの素晴らしさに感銘したが、ここでは最近発行された平田清明他著『現代市民社会と企業国家』（御茶の水書房）に所収している拙稿「成熟国家スウェーデン——選挙制度・男女平等社会・教育——」のうち、選挙制度に関連して、日頃、私が考えていることを述べてみたい。

私のもともとの専攻は経済原論で、最近生涯教育論にまで首を突っ込んでいるため教育論も論じたが、私の主要な関心は政治経済学である。ところが、今日の社会は政治（国家）と経済との融合が常態化しているため、政治の質（民主的か権威的かなど）が、また政治の質を決定する市民社会の成熟度がその社会のあり方にとって決定的な影響を及ぼしている。このように考えているため、私はできるだけ政治学者の本も読むように心掛けている。

私がスウェーデンの勉強を始めたきっかけは、フランスのレギュレーション理論が高く評価しているボルボイズムを、特に職業教育から検証しようとしてである。そのためその後の研究も経済と教育が中心だった。しかし、私のスウェーデン研究にとっての“大事件”は、実は岡沢憲芙氏の『スウェーデン現代政治』（東京大学出版会、1988年）を読んだときに受けた衝撃にも似た感動である。私はこの本から、スウェーデン政治の民主的で制度的な基盤の確かさを確信した。それゆえ、私は今回のスウェーデン論でも選挙制度の商會に最も力を入れたのである。

スウェーデンモデルを説明するとき、民主主義発展の3段階（政治的→社会的→経済的民主主義）が語られるが、これに準えて言えば、日本社会の未成熟さはまさに政治的民主主義の欠落にある。それを端的に示す事実、国民の最高の権利である参政権の平等をないがしろにし（衆議院議員選挙での一票の格差は3倍近い）、しかも政治資金の透明性を高めるための情報公開制度を確立しようともせず、現行の中選挙区制こそが諸悪の根源だ

と決めつけ、小選挙区制を中心とした選挙制度改革案なるものを誠しやかに国会で議論している（していた）異常さにある。そして、竹に木をくっつけたような小選挙区比例代表並立制を「政治改革」の名のもとに可決してしまった。日本では、国民の政治参加を示す投票率が選挙のたびに下がっているが、これは、政治的諦めが国民のあいだに蔓延していることを示す危険信号なのである。スウェーデンでは、投票率は下がったとはいえ、まだ90%前後である。

私はスウェーデンの民主的な選挙制度として、①開かれた選挙権・被選挙権、②民主的な選挙区議席配分方式、③公正度の高い選挙制度、④開かれた投票制度、⑤透明な政治資金を紹介したが、それは民主的な政治制度の前提条件であるルールの公平かつ簡明さの点で、さらに可能なかぎり恣意を排除している点で、実によく考え抜かれた制度だからである。優れた政治制度とは、国民の政治的な機会均等を保証し、国民の政治意識を高め、政治に対する期待と監視を強めるものでなければならない。日本にないものばかりである。

そこで、たとえばスウェーデンで行なわれている国勢調査に基づく選挙区ごとに議席配分の自動改訂方式——その中心は議席配分基数の算出と過剰数による議席配分の補正——を、日本の衆議院議員の選挙区定数の改訂方法として採用してみると、選挙区を都道府県レベルに変更してではあるが、現行の議員定数でも一票の格差はたちまち最大1.43にまで是正できるのである（拙稿p.206の表1参照）。私は、有権者に支持政党の当選人名簿の順位変更権まで認め、政党と人を同時に選べるようにしているスウェーデンの比例代表制（それも選挙区と全国調整区の二重の比例代表制）を世界でも最も理想的な選挙制度の一つだと考えている。それゆえ、日本の政治学者の方々にもっとスウェーデンの選挙制度について議論していただきたいのである。

# 労働組合の新戦略と女性 (1)

The New Strategy of the LO and Women

京都大学大学院経済研究科 北 明 美  
Ms. Akemi Kita

「1976年から82年までのブルジョア政府には、社会民主主義モデルを明確に廃棄しようとするだけの全般的な準備は、まだできていなかった。しかし、使用者団体のSAFは、その当時からすでに、このモデルを基礎からほりくずすための長期的な攻勢に着手しようとしていた」。「(1991年以降の)ブルジョア政府は、以前のブルジョア政府が夢想だにしえなかったほどに、今日のシステム変動にコミットしている…」。

これは、昨1993年のニュー・レフト・レビュー誌 (No. 201, pp. 76 - 100) に掲載された J. Jenson & R. Mahon の論文、「連帯を担う者；階級と性、スウェーデンにおける社会民主主義の危機」の一節である。(原題 “Representing Solidarity; Class, Gender and the Crisis in Social Democratic Sweden”、引用は pp. 93, 100)

スウェーデン研究を始めてまだ日の浅い筆者には、本年9月のスウェーデンの議会選挙について、予測・論評することは、到底不可能な事柄であるとはいえ、自身の専攻分野であるスウェーデンの労使交渉システムに生じた1980年代以降の推移を見るだけでも、この国が、大きな体制変動の時を迎えていることは想像に難くない。

上記の論文の著者たちによれば、スウェーデンの経営界は、企業別の賃金交渉を推進・拡大しようとする大企業グループのイニシアティブの下に、いわゆる社会コーポラティズムから、一種の「企業コーポラティズム」への移行を構想しているという。無論、このこと自体は、すでに少なからぬ日本人研究者からも指摘されている事柄であるが、筆者が以下でこの論文を一部紹介させて頂きたく思う理由は、この論文が、スウェーデンの社会政策・労働問題研究の1つの新しい動向を示しているように感じられるという点にある。

## 〔企業コーポラティズムと労働組合〕

ニュー・レフト・レビュー誌といえば、W. コルピやG. エスパイン・アンテルセンらの「権力資源」

理論をマルクス主義の立場から批判したJ. ポンタソンの1980年代の有名な2つの論文を思い出される方も多いであろう。

(“Behind and Beyond Social Democracy in Sweden,” *New Left, Review* No. 143, 1984, “Radicalisation and retreat in Swedish Social Democracy,” No. 165, 1987)

しかし、前記の論文の著者であるJ. JensonとR. Mahonは、戦後のスウェーデンには、2つの異なるストーリーがあると言う。1つはコルピ、ポンタソンらに共通する階級志向的なストーリーであり、もう1つは、H. HolterやM.L. Edwardsらのジェンダーに焦点をあてたフェミニストのストーリーである。そして、前者は、スウェーデンモデルに潜む女性と男性の不平等、ジェンダー関係の権力的側面を過少評価する傾向があり、他方、後者は、階級関係を所与するものとして、こうした両性の関係に専ら集中する傾向があると言う。ここから予想されるように、著者たちは、この2つのストーリーを統合しようとする立場に立つ。そしてその上で、社民党のかつての指導者、P.A. Hanssonの提唱に端を発する「人民の家」の構想を取り上げ、その中で女性の位置づけの変遷を、時代毎の社会政策・労働運動の展開や社民党内外のフェミニズム思想の発展と関連づけながら、戦前・戦後を通じてたどっていくのであるが、ここでは、先の「企業コーポラティズム」化の動きに関わって著者たちが提起している論点の1部に焦点をしばらざるを得ない。

労使のナショナルセンターの中央協定によって、賃上げ水準と配分をめぐる統一的な規模制を行い、諸産業を貫くその規制の下で、さらに産業毎に賃金交渉が行われるというかつての中央集権的なシステムは、周知の通り、1983年のエンジニアリング部門の中央協定離脱を契機に後退の局面に入り、代わって各産業レベル、さらには各企業レベルへの交渉分権化の動きが、この10年の間に確実に勢いを増してきている。

著者たちによれば、このような分権化を自身の1要因とする企業コーポラティズムは、さらに新しい労働者像、労働組合像の構築にまで、歩を進めようとしているという。それは、従来のブルーカラー、ホワイトカラーといった区別があてはまらない「クロスカラー」の労働者であり、また、同一企業への帰属意識を基盤として両カラー間の協力関係を身につけた労働者たち (medarbetare) である。

これらの労働者たちは、企業コーポラティズム化戦略の中で出現が想定されているシングルユニオンに所属することになっており、他方、全国組合とは「弱い結び付き」しか持たないであろうということも同時に想定されている。(同論文, pp. 94, 99)

こうした経営側の構想に対し、労働組合側が対置しようとしている戦略は、「労働組織を通じた

連帯」(solidaristic work organization) と名付けられている。すでに'60年代からブルーカラー・ホワイトカラーを総称する「雇用労働者」としての連帯が提唱されてきたが、これが、全国レベルでの連帯であったとすれば、それに職場レベルで呼应しようとするものこそ、今提起されている新たな連帯に他ならないと言う。(同上, pp. 95, 97)

さらに、著者らによれば、この運動の新たな推進力として、「雇用労働者のフェミニズム」が大きな注目を受けている。労働者階級の間に対立と分裂をもちこむブルジョア思想といった類いのフェミニズムへのかつての警戒は次第に影をひそめ、母、妻、労働者階級といった範ちゅうのどれにも解消することのできない、女性労働者の独自の在り様と要求が、労働組合の内部において、かつてなかった程の承認を獲得し始めているというのである。(同上, pp. 96 ~ 97)

## 困難な医学教育からの締め出し

長岡技術科学大学助教授 瑞典王国公認医 福本 一朗

Associate Prof. Ichiro Fukumoto

1994年3月23日発行のスウェーデン医師会雑誌によると、行政裁判所は医学教育から締め出された44歳の医学生に、勉学継続を許可するとともに、大学側はこの決定に対して不服を申し立てることはできない旨通告した。

44歳の医学生がリンチェピン大学医学部医師課程の第7学期の終了試験を落第したのは1986年のことであった。医師や看護婦によれば、その学生は「患者と話すのに非常に困難を感じていた」ということであった。また診察した精神科医は彼は重篤な性格異常者であると診断した。数年の休学の後、その学生は復学したが1992年の春学期には臨床実習において再び落第したリンチェピン大学医学部学部長の告発書によると、「彼は患者と対話することが困難であるばかりでなく、理由もなく臨床実習の現場から何度も逃げだした。」と記載されている。告発は大学の退学委員会から政府に回され、再度の精神科医の診察が行

なわれたが、今回は性格異常などは見いだされなかった。退学委員会は「その再診察は不十分であり、該当学生は患者の訴えを尊重しないばかりか、患者に必要な情報を与えることも不得手であった。そのため彼は医学教育から永遠に遠ざけるべきである。」と主張した。これに対してその学生は不服を申し立てた。スウェーデン行政法によれば、裁判所の決定に対して原則的には関係者双方から不服申し立てができるが、教育はその例外で教育側は不服申し立てができない。大学側からは、この片手落ちの法律に不満を唱え、例外を認めるべきだという意見が出されていると共に、勉強の成績だけで医学部への入学を許可してきたことへの危険性を改めて指摘する声も高まっている。ただ今回の行政裁判所の決定は、学生側の主張を完全に認めたものであり、個人の権利を保証することに徹底しているスウェーデン政府の態度を示すものであるといえよう。